

三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山・三鷹市高齢者センターどんぐり山の閉鎖について

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2625



現状と課題

大沢4丁目の三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山・三鷹市高齢者センターどんぐり山(以下、「どんぐり山」)は、平成8年度の開設以来、入所者やそのご家族をはじめ、地域の皆様にも親しまれる施設を目指して運営を続けてきました。しかしながら、介護保険施設としては規模が小さく、運営の効率化が難しい状況であるとともに、建設から20年以上が経過し、近年は老朽化による維持経費の増加が続いています。市では、これまでも施設運営経費への財政支援を行ってきましたが、今後も引き続き相当額の支援を必要としています。

こうした中で、どんぐり山と同じ大沢地区(31年度予定)と井口地区(32年度予定)に、民間の特別養護老人ホームが開設されることとなり、ここ数年のうちに相当数の特別養護老人ホームの入所者枠が、新たに確保される見込みとなりました。

今後の方針について

特別養護老人ホームは、民間の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と比べて入所者の費用負担が比較的小さいため、入所希望者が多くなっています。

現在、市内にはどんぐり山を含め4カ所の特別養護老人ホームがあり、三鷹市民の入所に協力をいただいている市外の施設も含めると、その数は10カ所になります。市では、公設として運営の難しい現在のどんぐり山の状況と、新たに建設される施設の規模などを総合的に判断し、どんぐり山の閉鎖を決定する一方、新施設を整備する社会福祉法人に対しては建設費に対する支援を行うことで、在宅での生活が難しい高齢者のための環境整備に引き続き取り組んでいきます。

どんぐり山の入所者・利用者の皆様について

入所者・利用者の皆様のご意向を伺い、特別養護老人ホームに入所されている皆様には、新施設に移転していただくことを前提とした支援を、ショートステイを利用されている皆様には、新施設を含む他の施設の利用につなげる支援を、デイサービスを利用されている皆様には、他の施設・事業所をご利用いただくよう、それぞれの状況に応じた支援を進めていきます。

大沢地域包括支援センター

どんぐり山において運営している「大沢地域包括支援センター」については、現在運営を委託している(社)福楽山会に引き続き委託し、これまでどおり地域住民の皆様を支援していきます。

地域の方を対象とした説明会を開催します

☎ 6月18日(日)午前10時～正午
所 大沢コミュニティセンター
※自家用車でのご来場はご遠慮ください。

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

☎ 総合保健センター ☎ 46-3254

受診の際は、必ず健康保険証をお持ちください。

- ① 休日診療所(内科・小児科)
午前10時～11時45分、午後1時～4時30分、午後6時～9時30分
- ② 小児初期救急平日準夜間診療所(こども救急みたか)
午後7時30分～10時30分(受付は10時まで)

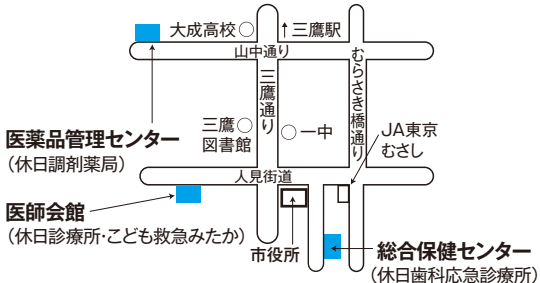
①②はいずれも
三鷹市医師会館(野崎 1-7-23) ☎ 24-8199

- ③ 休日歯科応急診療所(※)
三鷹市総合保健センター(新川6-37-1元気創造プラザ2階)
☎ 46-3234(当日電話連絡のうえ、来所)
午前10時～午後0時15分、午後1時30分～4時
※6月4日(日)は定期点検による施設停電のため休診します。
同日の診療を希望する場合は、東京都保健医療情報センター(下記)でご確認ください。

- ④ 休日調剤薬局
三鷹市医薬品管理センター(上連雀7-4-8)
☎ 49-7766
午前10時～午後4時30分、
午後6時～9時30分

①③④の受付は、日曜日・祝日・年末年始です。

- ⑤ 医療機関案内(24時間)
 - ◆三鷹消防署 ☎ 47-0119
 - ◆東京消防庁救急相談センター
短縮ダイヤル#7119(プッシュ回線のみ)
☎ 042-521-2323(多摩地区)
☎ 03-3212-2323(23区)
 - ◆東京都保健医療情報センター(ひまわり)
☎ 03-5272-0303
<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
- ⑥ 市内救急指定病院
 - ◆杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2) ☎ 47-5511
 - ◆野村病院(下連雀8-3-6) ☎ 47-4848
 - ◆三鷹中央病院(上連雀5-23-10) ☎ 44-6161



平成29年度 後期高齢者医療保険料の仕組みをお知らせします

☎ 保険課 ☎ 内線 2384

後期高齢者医療制度は、病気やけがなどのときに安心して医療を受けられるよう、お互いの助け合いにより運営される医療保険制度です。

7月中旬に予定している保険料の通知書の発送に先立ち、保険料の賦課の仕組みについてご紹介します。保険料の軽減については、下記のとおり軽減割合が見直されました。

保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が均等に負担する「均等割額」の合計額となります。

所得割額(賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率9.07%)と均等割額(42,400円)の合計額(限度額57万円)

※賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減

保険料は所得に応じて軽減があります(市民税・都民税または所得税の申告などが必要となる場合があります)。

◆所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
① 15万円以下	7割
② 20万円以下	4.5割
③ 58万円以下	2割

※30年度以降、③は廃止、①②は見直される予定です。

◆均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が一定額以下の世帯は、均等割額を軽減します。賦課期日時点の世帯状況で判定します。

世帯の総所得金額等の合計額	軽減割合
① 33万円以下で、被保険者全員が公的年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
② 33万円以下で、①に該当しない	8.5割
③ 33万円+(27万円×被保険者数)以下	5割
④ 33万円+(49万円×被保険者数)以下	2割

※65歳以上(1月1日時点)の方は、公的年金所得(年金収入から年金控除を引いたもの)から、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。

会社の健康保険などの被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、次のとおり見直されました(28年度は9割軽減)。

29年度	7割軽減
30年度	5割軽減
31年度以降	加入から2年を経過する月まで5割軽減

所得割額は、当面の間変更ありません(10割軽減)。

※上記の均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。